

## 区域指定の概要(平成28年2月9日時点)

土壤汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域」の指定  
<中央区中山手通7丁目>

### 1. 概要

中央区中山手通7丁目の土地において、土地所有者が実施した自主的な土壤汚染状況調査により、土地の一部で水銀が土壤の指定基準を超過していたとして、土壤汚染対策法（以下「法」という。）第14条第1項の規定に基づく区域の指定の申請があった。

審査の結果、当該調査は公正かつ法に基づく方法で行われていることが認められた。

当該土地周辺では地下水の飲用が確認されていないことから、人の健康に被害が生じるおそれないと判断し、「形質変更時要届出区域」に指定した。

今後、区域指定した土地の形質変更が行われる際には、周辺環境への影響が生じないよう指導していく。

### 2. 区域指定

- (1) 指定する区域 中央区中山手通7丁目7番5の一部、14番4の一部 (別図のとおり)
- (2) 指定の区分 形質変更時要届出区域
- (3) 指定年月日 平成28年2月9日
- (4) 指定する特定有害物質  
水銀及びその化合物
- (5) 指定の理由

土壤の一部が指定基準を超過したが、健康被害を生ずるおそれがないため「要措置区域」ではなく、法第11条第1項で規定されている「形質変更時要届出区域」に指定した。

### 3. 指定の申請の概要

- (1) 申請者（土地所有者） 大壮興産株式会社
- (2) 申請者が行った自主的な土壤汚染状況調査結果の概要
  - ・調査対象物質  
地歴調査により汚染のおそれがあると判断されたカドミウム及びその化合物、六価クロム化合物並びに水銀及びその化合物
  - ・土地の地歴調査結果  
調査対象地の大部分は、大正9年ごろより海洋気象台として利用され、阪神淡路大震災により庁舎が損壊したことを契機に移転するまで、海洋気象観測等に係る業務が行われていた。  
神戸海洋気象台実験室における特定有害物質の使用及び特定有害物質を含む気圧計・温度計・電池等の使用の履歴が確認された。
  - ・土壤の測定結果  
水銀及びその化合物の溶出量で最大0.0016mg/L(指定基準値0.0005mg/Lの3.2倍)  
他の特定有害物質については全て指定基準適合
  - ・土壤汚染の原因  
事業活動に伴うものと考えられる。

(3) 指定の申請がされた土地の面積

土壤汚染状況調査の結果、指定基準に適合していないことが確認された200平方メートル。

#### 4. 周辺環境への影響について

- (1) 当該土地周辺に飲用井戸が確認されないことから、地下水飲用による健康影響のおそれはない。
- (2) 当該土地はフェンス等で囲われており一般の人が立ち入ることのできない土地若しくは舗装・被覆された土地であることから、汚染土壤の直接摂取による健康影響のおそれはない。
- (3) 以上のことから、当該土地の土壤汚染による健康影響のおそれはない。

#### 5. 今後の対応

土地の形質変更が行われる際には、周辺環境への影響が生じないよう法に基づき適正に措置するよう指導する。

#### <資料>

##### 1. 用語解説

###### 土壤汚染対策法

土壤汚染による人の健康への影響の懸念や対策の確立への社会的要請が強まったことを受け、土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めた法律。（平成14年法律第53号 平成22年4月1日改正法施行）

特定有害物質を使用する特定施設の廃止時の調査、3000平方メートル以上の土地の形質変更時の届出及び調査命令、土壤汚染が判明した場合の措置等を定めている。

###### 土壤汚染対策法第14条第1項の指定の申請

法の調査義務のない土地において行なわれた自主調査結果により、当該土地の土壤が指定基準値を超過していることが思料される場合、土地所有者は当該土地について法に基づく区域の指定を市長に申請することができる。

市長は、自主調査が公正に、かつ法に準じた方法で行なわれたものであると認められる場合、土壤が指定基準値を超過していることが思料される土地を要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定することができる。

###### 形質変更時要届出区域

法に基づく調査結果が指定基準値を超過しており、かつ土壤汚染による人の健康被害が生じるおそれがない場合、市長は指定基準値を超過した区域を形質変更時要届出区域として公示することが定められている。形質変更時要届出区域では、届出なく土地の形質変更をすることが制限される。土壤汚染の除去が確認されれば、形質変更時要届出区域の指定を解除される。

###### 要措置区域

法に基づく調査結果が指定基準を超過しており、かつ土壤汚染の摂取経路があり、健康被害が生じるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要として市長が指定、公示する区域。市長は汚染の除去等の措置を土地所有者に指示し、指定された区域での土地の形質変更が原則禁止される。

###### 水銀

水銀は、銀白色で、常温では唯一の液体金属。化学品製造、医薬品、測定器、電池等に用いられる。慢性中毒では興奮傾向、不眠といった中枢神経への影響が見られる。

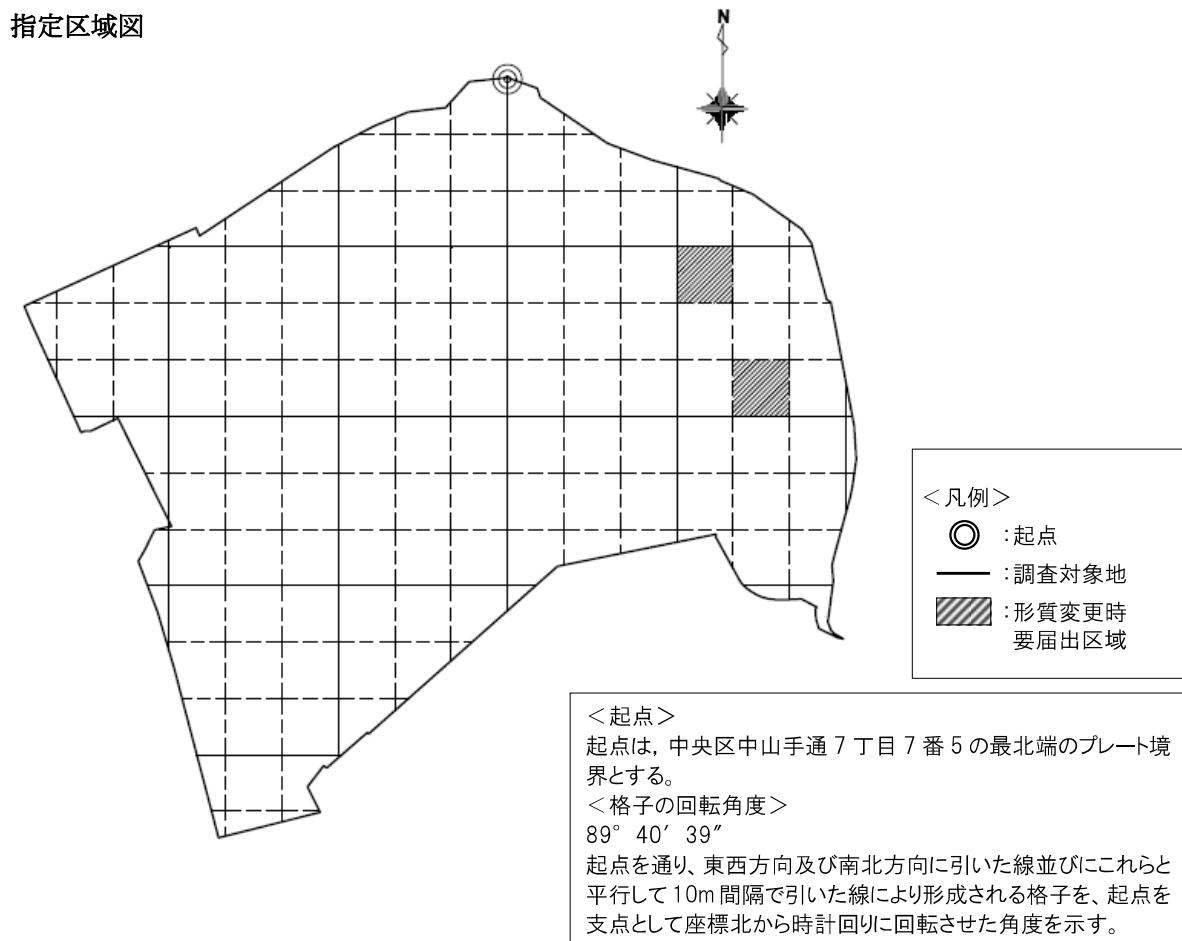
#### 2. 市内の現在の指定区域

要措置区域：0件 形質変更時要届出区域：15件 (別表のとおり)

位置図



指定区域図



(別表) 市内の現在の指定区域 (14箇所全て形質変更時要届出区域)

	地番	指定面積 (m <sup>2</sup> )	基準不適合物質	指定日
1	東灘区深江南町1丁目79	2,924.70	ベンゼン、シアン、水銀、鉛、砒素、ふつ素	H22.7.1
2	灘区灘南通3丁目114番4、114番5、115番4、116番1、118番2、灘北通2丁目20番、灘北通3丁目地先里道、武庫郡西灘村河原字中ノ内	1,004.10	砒素、ふつ素	H25.1.23
3	中央区東川崎町2丁目14番、20番	4,700.00	水銀、鉛	H24.8.9
4	中央区東川崎町2丁目14番	1,320.52	水銀、鉛、砒素、ふつ素	H25.12.11
5	中央区東川崎町2丁目14番	6,059.4	六価クロム、水銀、鉛、ふつ素	H26.2.24
6	中央区東川崎町2丁目14番	3,045.4	水銀、鉛、砒素、ふつ素	H27.9.1
7	中央区中山手通7丁目7番5、14番4	200	水銀	H28.2.9
8	兵庫区明和通1丁目1番2、1番3、1番4	2,672.09 5	鉛、砒素	H26.2.24
9	兵庫区和田崎町1丁目2番、9番、10番、11番、12番、14番、24番、25番、50番、58番、62番	22,915.1 1	1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、トライクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、六価クロム、水銀、鉛、砒素、ふつ素、ほう素	H27.3.25
10	長田区浜添通4丁目1番1、2番1、4番1、4番2、5番1、5番2、7番、8番、9番1	4,052.60	鉛	H24.5.9
11	長田区南駒栄町1番8	3,298.2	シアン、鉛、砒素	H27.10.6
12	長田区南駒栄町1番8	313.2	シアン、砒素	H28.1.19
13	長田区駒ヶ林南町8番1、10番1、22番	1,372.4	鉛	H27.10.6
14	須磨区車字菅ノ池1351番14、須磨区妙法寺字菅ノ池3番2	1,966.00	鉛、砒素、ふつ素	H22.12.24
15	須磨区大池町3丁目7番、8番、9番、10番、12番	2,454.74	鉛、ふつ素、ほう素、PCB	H27.2.12